市町、市町教育委員会、NPO法人等の団体の皆様へ

# 職場のお悩み解決を ICTでサポートします!!



静岡県ICTエキスパート派遣事業

静岡県

### << 静岡県ICTエキスパート派遣事業 概要 >>

# 【ICTエキスパート派遣事業とは・・・?】

市町、市町教育委員会、NPO法人等が行うICT等を利活用する取組に対し、ICTに関する知識及び経験が豊富な人材を「ICTエキスパート」として派遣し、専門的なコーディネート及びアドバイスをいたします。

# 【エキスパートの活用事例】

オンライン研修会の運用サポート



中学生とその保護者を対象とした情報リテラシー講演会



SNSを利用した広報研修会



プログラミング勉強会



# << 静岡県ICTエキスパート派遣事業 概要 >>

# 【ICTエキスパート派遣対象と費用について】

申請できる団体	①市町 ②市町教育委員会 ③商工会議所又は商工会議所連合会 ④商工会又は商工会連合会 ⑤農業協同組合又は農業協同組合中央会 若しくは農道協同連合会 ⑥漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 ⑦公益社団法人又は一般社団法人 ⑧公益財団法人又は一般財団法人 ⑨特定非営利活動法人(NPO法人) ⑩その他知事が適当と認める団体
費用の負担	「ICTエキスパート」の派遣に要する費用(報酬・旅費)は、県が負担 ※その他の会場費、機器費等は申請団体のご 負担となります。
申請方法	実施計画書の提出など(3頁参照)
申請期間	募集期間については、県ホームページに掲載 ※募集期間外の申請については、お問い合わせください。

★詳細は、実施要綱等でご確認ください。

# << 静岡県ICTエキスパート派遣事業 申請手続 >>

#### ●手続概要フロー

### ICTエキスパート派遣事業にかかる手続の流れ



★:申請団体が実施

#### ●手続詳細

- ①エキスパートと事前に取組内容や日程を調整
- ②県へ実施計画書の提出
- ③県へ派遣申請書の提出(※1)
- ④県は派遣決定の通知
- ⑤取組の実施
- ⑥取組実施後、県へ報告書の提出(※2)
- ⑦エキスパートへ報酬・旅費の支払い
  - ※1:派遣申請書は、実施日の14日前までに提出してください。
  - ※2:実施報告書は、<u>取組実施後15日以内又は実施日の</u> 翌月5日のいずれか早い日までに提出してください。

### << 静岡県ICTエキスパート派遣事業 FAQ >>

# 【よくあるご質問】

### Q. 利用には、費用がかかりますか?

- A. エキスパート派遣事業の利用に費用はかかりません。(※) エキスパートへの報酬・旅費は県が負担します。 ※その他の会場費、機器費等は申請団体のご負担となります。
- Q. 何度でも利用することができますか?
- A. 一団体につき、1年間に5回までです。それ以上の利用 を希望される場合は、別途ご相談ください。
- Q. どのエキスパートにお願いしたら良いでしょうか?
- A. ご相談いただければ、取組の内容に応じたエキスパートを紹介します。お気軽にご相談ください。
- Q. 初めて申請するときはどうすれば良いでしょうか?
- A. まずは県担当者に、ご連絡ください。手続方法につい説明します。

その他、ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。(裏表紙宛先まで)

# 【お問い合わせ先】

静岡県デジタル戦略局デジタル戦略課

ホームページ:https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-

510/coodi.html

電話:054-221-2915

e-mail: digital@pref.shizuoka.lg.jp 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号